



三重県公報

平成30年9月11日 (火)

第 3039 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

70	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
----	----------------------------	------------------	---

告 示

580	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
581	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
582	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
583	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	3
584	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業課)	3
585	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	3
586	同件	(同)	4
587	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4

公 告

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	4
同件	(同)	5
同件	(同)	5
同件	(同)	6
同件	(同)	6
農業振興地域の区域の変更	(同)	7
平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施	(防災砂防課)	7

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

平成30年9月11日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第70号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和31年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同項第114号」を「同項第115号」に改める。

別表第1中「年〇・四五ペーセント」を「〇・五〇ペーセント」に改める。

附 則

本規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第580号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成30年9月11日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470505674	訪問介護ステーション妙	津市南中央2番31号	津興電設工業有限会社	平成30年9月1日	訪問介護
2470505682	スマイルハート	津市垂水2985番地1	特定非営利活動法人スマイルハート	平成30年9月1日	訪問介護
2470505690	訪問介護 太陽	津市白塚町2216番地	株式会社太陽	平成30年9月1日	訪問介護
2471000626	訪問介護事業所 はまゆう	尾鷲市三木里町字里292	医療法人はしづめクリニック	平成30年9月1日	訪問介護
2470303351	さと和デイサービス+	鈴鹿市野町中2丁目18番10号	有限会社安寿	平成30年9月1日	通所介護

三重県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成30年9月11日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470702560	訪問介護すみれ 松阪	松阪市小津町字東浦439-4	株式会社すみれ	平成30年8月30日	訪問介護

三重県告示第582号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成30年9月11日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	健やか薬局 明和店	多気郡明和町斎宮北野 3726-1	平成 30 年 9 月 1 日

三重県告示第 583 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

加入区の名称	区 域
特定のり 三雲加入区	松阪漁業協同組合のうち三雲の地区
特定のり 松ヶ崎加入区	松阪漁業協同組合のうち松ヶ崎の地区
特定のり 猿師加入区	松阪漁業協同組合のうち猿師の地区
特定のり 千賀・千賀堅子加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち千賀及び千賀堅子の地区
特定のり 片田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区

三重県告示第 584 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆
- 2 桑名市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
通勤通学時間帯及び夜間での駐車場利用時間に対し、周辺道路環境に十分配慮すること。なお、影響が受けられた場合は柔軟な対応を行うこと。
 - (2) その他の事項
当該変更に伴い、建築行為がある場合は必要な手続きを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 11 日から同年 10 月 11 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 585 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 586 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

四日市都市計画臨港地区

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 587 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
平成 30 年 10 月 15 日（月） 午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	三重県地方卸売市場 (管理事務所 1 階ロビー)
平成 30 年 10 月 16 日（火） 午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	松阪北部商工会嬉野支所 (北側車庫)
平成 30 年 10 月 17 日（水） 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	松阪市飯南産業文化センター
平成 30 年 10 月 18 日（木） 午前 11 時から 午後 2 時まで	松阪市飯高総合開発センター
平成 30 年 10 月 19 日（金） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 (庁舎裏公用車駐車場)
平成 30 年 10 月 22 日（月） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 (庁舎裏公用車駐車場)

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【ほ場整備事業 多気町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、

この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
平成 30 年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日まで
 - 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）
-

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農地防災事業 多気町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
平成 30 年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日まで
 - 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）
-

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農業用排水施設整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農業用排水施設整備事業 多気町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 30 年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農道整備事業 多気町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求することができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成30年9月11日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
平成30年9月12日から同年10月12日まで
 - 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600）
-

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【ほ場整備 大台町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求することができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成30年9月11日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
平成30年9月12日から同年10月12日まで
 - 3 縦覧の場所
大台町役場産業課（多気郡大台町佐原750番地）
-

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農業用排水施設整備 大台町】計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求することができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、

この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
平成 30 年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日まで
 - 3 縦覧の場所
大台町役場産業課（多気郡大台町佐原 750 番地）
-

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 農業振興地域
四日市地域
 - 2 農業振興地域の区域
平面図で示した部分に該当する土地の区域
平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び四日市農林事務所に備え置いて縦覧に供します。
-

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 30 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 試験期日
平成 30 年 11 月 9 日（金）午前 10 時から正午まで
 - 2 試験場所
津市栄町 1 丁目 891 番地
三重県労働者福祉会館 6 階講堂
 - 3 受験願書の受付期間
平成 30 年 9 月 25 日から同年 10 月 16 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
 - 4 受験願書の請求先
三重県国土整備部防災砂防課砂防管理班及び各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課
 - 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照してください。
-

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>